



ひなた新聞 34号



●LINEの機能を活用した取組と今後の展開について

昨年9月、市はLINE株式会社と包括連携協定を締結しました。12月定例会の一般質問で今後の取り組みについて質問したところ、①市の情報発信の充実強化 ②相談事業 ③行政サービスの効率化・充実強化及び課題解決に向けた事業等に関することを掲げ、実現に向けた調整を行っているとのことです。

まずは鎌倉市の総合アカウントを開設し、ごみ分別や排出日等のお知らせ、市民の声が市へ届くような仕組など、新たな仕組の実証実験等に取り組む予定ですが、防災面でも活用し、災害が起こった時にも行政から正確な情報をスムーズに届けることが可能になると考えます。

鎌倉市 LINEアカウント



正確な情報が素早く伝わるのが重要ですので、その点も含めて今後も取り組みを進めるよう求めました。

●今年4月に新たな保育施設開園予定

腰越地域に新たな小規模保育事業施設「(仮称)きみのまま保育園(津西1-5)」が開園されます。また、七里が浜楓幼稚園が幼稚園型認定子ども園となり、保育施設の拡大が行われ、他にも「(仮称)佐助保育園(佐助1-13-6)」が開園されます。

それぞれ、2019年4月1日に開園予定です。



住所：鎌倉市腰越 3-23-7 連絡先：0467-32-5889
ホームページ：<http://www.hinata-kamakura.com/>
ブログ：<https://hinata-shingo.amebaownd.com/>

メール：hinata.shingo@gmail.com フェイスブック：日向慎吾
ツイッター：@HinataShingo インスタグラム：hinata.shingo



討議資料

鎌倉市議会議員

ひなた慎吾



活動レポート



1983年6月9日 生まれ (35歳)

モンタナ幼稚園→腰越小学校

→腰越中学校→鎌倉高校→日本大学卒業

IT企業へ就職後、2013年29歳で鎌倉市議会議員初当選。

2017年2期目の当選。腰越在住。

〈現在〉観光厚生常任委員会委員・議会広報委員会委員

●鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例の制定について

住民から市長に対し直接請求(※)があり、議会に対して市長から意見を付けた条例制定議案が提出されました。11月臨時議会で審査を行い採決の結果、賛成少数で否決となりました。

(※)直接請求：住民がその意思を実現する直接民主制の一つの手段。「条例制定(改廃)の請求」を行うためには、選挙権を有する者の50分の1以上の署名が必要。

●LINEの機能を活用した取組と今後の展開について

LINEを用いて、知りたい情報を受け取れる仕組みの構築。

●今年4月に新たな保育施設開園予定

津西・七里が浜東・佐助に保育施設が開園予定です。子育て支援サービスの拡大と質的な充実に向けて進みます。

グリーン&ガーデニング大作戦

毎月第3土曜日の7時30分～8時30分

腰越駅集合(雨天中止)

腰越駅周辺・腰越海岸の清掃と雑草の手入れを行います。終了後、意見交換会も行っております。お時間の許す限り、お気軽にご参加ください。



☆スケジュール☆

第10回：1月19日

第11回：2月16日

第12回：3月16日

第13回：4月20日

:

●鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例の制定について

地方自治法第74条第1項の規定に基づき、鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例の制定について直接請求があり、11月に臨時議会が招集されました。市が進めている市役所本庁舎移転整備に関して、市民の意思を明らかにするため住民投票（「本庁舎の深沢移転に賛成」「深沢移転に反対」の2つの選択肢）を行うことを目的とした条例の制定です。



総務常任委員会に付託され審議が行われましたが、その際に一部委員より修正案が出されました。修正内容は誤字脱字や投票に関する箇所等の修正のほか、大きく修正されたと感じた箇所は、『投票結果の効力』についてで「市長及び市議会は住民投票の結果に拘束されねばならない」という点を「尊重しなければならない」という形に修正した点です。

総務常任委員会において採決の結果、賛成3反対3の同数となり委員長採決により賛成多数で可決され、総務常任委員会の審議が終了し、本会議にて条例原案と修正案に対する採決が行われました。

本会議の採決の結果は、賛成10反対15で修正案が否決、原案も賛成10反対15で否決となりました。



我々会派(鎌夢会)は原案、修正案それぞれ反対とし、考えを本会議の討論で述べましたのでその概要を掲載いたします。

【鎌夢会討論】

8,270名にも上る署名を集められ、制度に則り、直接請求をされましたご苦労について、真摯に重く受け止めると共に敬意を表したいと思います。また、多くの皆様に、直接請求の行動を取らざるを得ない状況をつくってしまった事は、本庁舎を深沢地域整備事業用地内へ移転する件に関し、審議経過を長年に渡り、報告を受けて来た議会として、広報や意見集約をする行動が不足していたと反省しなければ➡(右上へ)

ならないとも思います。様々な施策の結論を出して行く際、議会の重要な役割の一つに、多くの市民の皆様のご意見を伺い、衆知を集め、結論を出して行くという事があります。時に伺った意見の中に相反する意見があつたとしても、互いが、争いあつたり、いがみあつたりしない様、時間をかけて、遺恨を残さず結論を出して行く事が肝要と考えます。そういう意味で、直接請求された皆様には、この度の条例案の結果の如何に拘わらず、今後も更に積極的に行政機能の再編計画にご参加頂き、全市民にとってより良いものになるようお力添え賜り、議会へも叱咤激励賜れば、幸いです。

(反対の理由)

- ① 政府や基礎自治体は案件によって直接民主主義の住民投票制度を積極的に取り入れた運営をして行く事を大いに推進すべきと考えますが、深沢地域整備事業用地内へ移転することに賛成か反対かを投票で、決する事を求める事は、前述の通り、まさに住民の対立を誘発する内容であり、こうした案件は住民投票には馴染まないと考えるものであります。
- ② 投票結果の効力に関する件で、鳥取市の例をあげて投票結果の効力に、拘束条項を付記しない場合、裁判での有効性が、担保出来ない意見陳述されておられたように、署名された多くの皆様は、拘束条項を入れる事に大きな意味を持って、署名された事と理解しております。しかし、現行法の中では、まさにこの拘束条項が、違法であると解釈されている事から、残念ではありますが、違法な条項を認める事は、出来ないのであります。

修正案では、拘束条項を尊重規定に変更したのだからよいのでは、との議論もありますが、まさにこの拘束条項こそ、この条例の重要ポイントであり、そこを議会で修正する事は、多くの署名者の意に沿うものなのか確認できません。誤字脱字の類を微修正する事は、たいした問題ではないと考えますが、基本的には条文を添えて署名を頂いたからには、原案を議会で修正する事は、厳に慎むべきと考えられるものであります。

現在の本庁舎は1969年に完成した建物であり老朽化が進んでおります。求められる機能・性能、抱えている課題について今後とも考え注視してまいります。

